

議案第75号

東郷町準用河川占用料条例の一部改正について

東郷町準用河川占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、占用料の額等を見直す必要があるからである。

東郷町準用河川占用料条例の一部を改正する条例

東郷町準用河川占用料条例（平成12年東郷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用等の種類		単位	占用料 (単位 円)
流水の占用	鉱工業の用に供する 場合	毎秒1立方メートル1 年につき	4,147,000
	その他の場合	毎秒1立方メートル1 年につき	137,000
柱類及び塔 類を設置し て占用する 場合	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	塔類	占用面積1平方メー トル1年につき	185
水管、下水 道管、ガス 管その他こ れらに類す る施設の設 置	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	36
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	51
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	77
	外径が0.15メー	長さ1メートル1年に	100

	トル以上0.2メートル未満のもの	つき		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき		1,000
その他の土地の占用		占用面積1平方メートル1年につき		85
河川産出物採取料	土砂	1立方メートルにつき		200

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、占用料の額等を見直す必要があるからである。

2 改正内容

東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、占用料の額等を次のように改めること。（別表関係）

占用等の種類	単位	占用料		
		(単位 円)		
		改正後	改正前	
流水の 占用	鉾工業の用に 供する場合	毎秒1立方 メートル1 年につき	4,147,000	3,566,000
	その他の場合	毎秒1立方 メートル1 年につき	137,000	118,000
柱類及 び塔類 を設置 して占 用する 場合	第1種電柱	1本1年に つき	950	1,100
	第2種電柱	1本1年に つき	1,500	1,600
	第3種電柱	1本1年に つき	2,000	2,200
	第1種電話柱	1本1年に つき	850	940
	第2種電話柱	1本1年に つき	1,400	1,500

	第3種電話柱	1本1年に つき	1,900	2,100
	その他の柱類	1本1年に つき	85	94
	塔類	占用面積1 平方メー トル1年につ き	185	185
水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する 施設の 設置	外径が0.0 7メートル未 満のもの	長さ1メー トル1年 につき	36	40
	外径が0.0 7メートル以 上0.1メー	長さ1メー トル1年 につき	51	57
	外径が0.1 メートル以上 0.15メー	長さ1メー トル1年 につき	77	85
	外径が0.1 5メートル以 上0.2メー トル未満の もの	長さ1メー トル1年 につき	100	110
	外径が0.2 メートル以上 0.3メー	長さ1メー トル1年 につき	150	170
	外径が0.3 メートル以上 0.4メー	長さ1メー トル1年 につき	200	230

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満	長さ1メートル1年につき	360	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満	長さ1メートル1年につき	510	570
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	1,100
その他の土地の占用		占用面積1平方メートル1年につき	85	85
河川産出物採	土砂	1立方メートルにつき	200	200

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。

